

# 確定申告が始まります

※ 2/1～2/15の期間（土・日・祝日除く）は申告  
相談・還付申告・住民税申告を受け付けています

◆日程・必要書類等は  
役場税務課税務係（☎23-2332）

◆所得税の内容等は  
札幌北税務署（☎011-707-5111）

## 確定申告受付日と会場

令和3年分確定申告および住民税申告を行います。申告される方は次の受付日と会場をご確認のうえ、お越しく下さい。下記日程で都合が悪い方は、都合の良い日に申告することも可能です。

### \* 必要な書類（主なもの）

- ・源泉徴収票（コピー不可）
- ・マイナンバーがわかるもの1つ（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票 など）
- ・運転免許証などの身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険料、地震保険料控除証明書
- ・医療費控除の明細書

月日	行政区		会場
	9時30分～11時45分	13時～16時	
2/16	水	元町	役場 大会議室
17	木	下川町・六軒町	
18	金	錦町・美里	
21	月	西町・樺戸町	
22	火	末広・白樺町	
24	木	金沢・蕨岱	
25	金	栄町・万代町	
28	月	幸町・旭町	
3/1	火	太美北	西当別 コミセン
2	水	太美南	
3	木	スウェーデンヒルズ	
4	金	当別太・高岡	
7	月	川下右岸・川下左岸・対雁	役場 大会議室
8	火	北栄町	
9	水	緑町・東町	
10	木	茂平沢・弁華別	
11	金	中小屋・東裏	
14	月	若葉・弥生	
15	火	春日町・みどり野	

※ 3月1日～4日の申告会場は、西当別コミュニティーセンターとなっています。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

- ・利子所得・譲渡所得（土地・家屋・株式等）・山林所得・雑損控除のある方、青色申告の方は受付できません。e-Taxによる電子申告または札幌北税務署で申告をしてください。
- ・当日、税務課職員は確定申告書の計算を行うのみです。営業、農業等の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しく下さい。

### \* 昨年からの変更点など

#### ◆ 午前中の受付時間が変わります

今年度から午前中の受付時間が9時30分～11時45分に変更となりました。

#### ◆ 受付時に「利用者識別番号」を発行します

税務署への確定申告書の引継ぎ方法が、今年度より電子データ送信に変更となったことに伴い、受付時に「利用者識別番号」を発行します。利用者識別番号がないと、町主催の会場で確定申告の受付ができませんのでご注意ください。

#### ※ 「利用者識別番号」とは…

- ・電子申告（e-Tax）を利用するために必要な16桁の番号です。
- ・税務署から発行された「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方、または「確定申告のお知らせ（はがき・封書）」に番号の記載がある方は申告の際にご持参ください。
- ・番号が不明な場合は再度取得できますが、以前に取得した番号は使用できなくなります。

### 医療費控除を受ける方へ

（控除対象期間はR3.1.1～R3.12.31）

令和2年分の申告から、領収書の添付または提示によることができなくなり、「医療費控除の明細書」を記入し、提出することが必須になりました。

令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも申告できます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

医療費控除の明細書の  
ダウンロードはこちら→



※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）。

## 新型コロナウイルス感染防止対策として、役場の申告会場では次の取り組みを行います。

- ・町内の感染状況等に応じて受付の制限を行う場合があります。
- ・役場庁舎入口で検温および手指消毒にご協力ください。
- ・必ずマスクを着用してください。
- ・せき・発熱（37.5度以上）などの症状がある方や、体調がすぐれない方は申告日を変更するなどご協力ください。
- ・申告会場の混雑状況をホームページの「新着情報」に掲載しています。



申告会場  
混雑状況

### 住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

なお、住民税申告は確定申告期間以降も随時受け付けますが、4月末日までに済ませてください。

### セルフメディケーション税制とは (控除対象期間はR3.1.1～R3.12.31)

健康保持や疾病の予防として一定の取り組み（健診や予防接種など）を行っている方が、自己または自己と生計を一にする配偶者や親族のために特定一般医薬品等（以下、スイッチOTC医薬品）を購入した際、一定額の所得控除を受けることができる制度です。

セルフメディケーション税制の明細書に取り組み事項を記入することで、控除を受けることができます。スイッチOTC医薬品の購入費で1万2千円を超えた部分（上限：8万8千円）が控除額になります。ただし、取り組みに要した費用については、控除対象に含めません。なお、令和3年分の申告から、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付は不要となりました。

**※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。**

※対象品目など詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

### \* 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより、本来受けられる医療費控除、扶養控除等が令和4年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

## ご自宅でも申告書を作成できます！

### ☆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901 (有料・全国一律市内通話料金)

受付時間 月曜～金曜 9時～17時

※上記ダイヤルにつながらない場合は

☎ 03-5638-5171 (有料) へ。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税等の確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、e-Tax（電子申告）または印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

給与所得および年金収入や副業等の雑所得のみの方は、スマートフォンやタブレットから確定申告書の作成等を行うことが可能です。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するご質問は、上記まで問合せください。



## 「北方領土の日」 特別啓発期間

2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道では2月20日までを「北方領土の日」特別啓発期間とし、関係機関と連携しながら北方領土問題解決のために取り組んでいます。期間中は役場総務課で署名コーナーを設置し、啓発資料等も配布しています。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23-2330)



## 当別町防災情報メール を配信しています！

メール配信の登録を行うことで、町内の気象情報や防災情報などを受け取ることができます。

「bousai.tobetsu-town@raidan.ktaiwork.jp」

に空メールを送信して手続きしてください。

▼問合せ

危機対策課危機対策係  
(☎ 23-2330)

こちらからも  
登録できます→



# 新型コロナウイルスに対する臨時特別給付金について

▼申込み・問合せ 当別町給付金実施本部 (☎ 23 - 2330)

## 1. 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

1世帯当たり一律10万円が給付される住民税非課税世帯に対する臨時給付金について、次の対象世帯に「支給要件確認書」を送付します。記載内容を確認し、同封の返信用封筒で通知文に記載されている期限までに、提出してください。紛失した場合は、再送しますのでご連絡ください。

▼対象 次のいずれにも該当する世帯。

- ・基準日（令和3年12月10日）において当別町の住民基本台帳に記録されている者で構成される世帯。
- ・令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯。

## 2. 家計急変世帯に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入・所得見込額が、住民税非課税水準以下の額となる世帯（家計急変世帯）に該当する場合は、臨時特別給付金の申請をすることで給付金の対象となります。

▼判定対象

令和3年度分の住民税均等割が課されているすべての世帯員全員。

※世帯状況は申請日時点の状況で判断します。

▼判定方法

収入・所得見込額（以下①および②）を家族構成に応じた住民税の非課税限度額に当てはめて判定します。

▼基準となる収入・所得の種類

給与、年金、事業、不動産

※非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含みません。

▼基準となる収入・所得見込額の算出方法

①収入見込額（給与・年金）

= 「令和3年1月以降の任意の1カ月の収入」 × 12カ月

②所得見込額（事業・不動産）

= ①「収入見込額」 - 「控除額」 - 「経費等」

▼確認書類

①収入見込額…給与明細書、預金通帳の写しなど

②所得見込額…（令和3年分）確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票など

▼申請期限 令和4年9月30日（金）

# 非課税世帯への福祉灯油助成事業

町では、灯油価格の高値変動により、下記の対象世帯に緊急の経済支援対策として、灯油の購入費の一部を当別町共通商品券により助成します。

## ▼支給対象世帯

■令和3年12月1日現在、町の住民基本台帳に登録され、現に居住している世帯

■同一建物に居住している方全員が住民税非課税の世帯

■次の①・②・③のいずれかに該当する世帯

### ①高齢者世帯

令和3年12月1日現在、70歳以上のみの世帯。  
※18歳未満の児童のみを扶養している場合も含む。

### ②障がい児・者のいる世帯

身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている世帯。  
※申請時に各種手帳等を持参してください。

### ③ひとり親世帯

ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている世帯（左上に親初と印字されている方）。  
※申請時に受給者証を持参してください。

## ▼申請方法等

ゆとり窓口または郵送

## ▼必要書類等

- ・当別町福祉灯油助成申請書（※広報1月号と同時配布。お手元がない方は問合せください。）
- ・来庁者の身分証明書
- ・申請者の身体障害者手帳、ひとり親家庭等医療費受給者証等（※高齢者世帯は不要。）
- ・申請者の印鑑

※郵送で申請する場合は、申請書に身分証明書と手帳や受給者証等の写しを添付してください。

※その他世帯の状況に応じて別途書類が必要な場合があります。

▼支給額 1世帯1万円の当別町共通商品券

※審査後、簡易書留で郵送します。

▼申請期限 2月28日（月）（※郵送は消印有効）

## ▼申込み・問合せ

保健福祉課福祉係（ゆとり内・☎23-3019）

## 福祉灯油助成事業 臨時窓口を開設します！

▼日時 2月4日（金）、5日（土）、6日（日） 9時～17時

▼場所 西当別コミュニティーセンター

## 低所得の子育て世帯への 子育て世帯生活支援特別給付金

令和3年4月より新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。支給要件に該当する場合は申請が必要です。

### ●支給対象者（ひとり親）

①公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方

②新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準となった方

※令和3年4月分の児童扶養手当受給者は令和3年4月下旬に支給済です。ふたり親への給付金と重複しての受給はできません。

### ●支給対象者（ふたり親）

①高校生のみを養育する父母のうち、主たる生計維持者が令和3年度住民税非課税の方

②令和3年1月以降、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、父母共に非課税者と同じ水準になった方

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、住民税非課税の方は支給済です。

▼支給額 児童一人当たり一律5万円

▼申請期限 2月28日（月）

## ▼申込み・問合せ

保健福祉課福祉係（ゆとり内・☎23-3019）